

平成27年度
第1回 関市公共交通活性化協議会
議案書

平成27年7月10日（金）午後1時30分
関市総合福祉会館 3階 3-1、3-2会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成27年7月10日出席者名簿)

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

	区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名	代 理 出 席 者	
1	学識経験者	福 本 雅 之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員		
2	事業者代表	山 田 芳 喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事		
3		武 藤 行 儀	岐阜乗合自動車(株) 取締役グループ管理部長	グループ管理部	斎藤浩太
4		山 田 善 章	(株)ドライビングサービス 業務部長		
5		松 野 英 一	岐阜交通(株) 中濃交通営業所 所長	随 行 取締役営業管理部長	成田和夫
6		佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
7		市民・ 利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長	欠 席
8	澤 井 基 光		関市社会福祉協議会 会長		
9	石 井 和 典		関市老人クラブ連合会 会長		
10	粟 倉 元 臣		関商工会議所 副会頭		
11	阿 曾 徹		関市PTA連合会 (洞戸中学校PTA会長)	欠 席	
12	金 城 淑 子		関市女性連絡協議会 副会長		
13	岐阜運輸支局	野 口 欣 司	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官	運輸企画専門官	石野栄一
14	運転手組合代表	鷺 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長	書記長	正村 明
15	岐阜県 公共交通課	国 島 英 樹	岐阜県 都市建築部 公共交通課長		
16	道路管理者	中 村 澄 之	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		竹 中 尚 義	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長		
18	関警察署	宮 田 博 文	関警察署 交通課長		
19	関 市	中 村 繁	関市 副市長		
20		桜 田 公 明	関市 企画部長		
21		坂 井 英 一	関市 建設部長		

次第

- 1 開会
- 2 会長選任
- 3 会長あいさつ
- 4 議事

議案第1号 関市公共交通活性化協議会規約の一部改正について

議案第2号 平成26年度事業報告

資料1 第2次関市地域公共交通総合連携計画パンフレット（概要版）

議案第3号 平成26年度決算及び会計監査報告について

議案第4号 平成27年度事業計画（案）について

資料2 地域公共交通網形成計画概要

議案第5号 平成27年度予算（案）について

議案第6号 バス停留所の新設・廃止について

資料3 バス停留所位置図

資料4 系統図

資料5 時刻表

議案第7号 関市デマンド乗合タクシーの試行運行について

資料6 利用状況集計（H26.10～H27.5）

資料7 利用者アンケート（案）

議案第8号 岐阜板取線の運賃について

- 5 その他
- 6 閉会

議案第 1 号

関市公共交通活性化協議会規約の一部改正について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い規約を改正する。

関市公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

（業務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（構成員の任期）

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。

議案第2号

平成26年度事業報告

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通ネットワーク計画の策定に関する協議を行いました。

- 1 バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に、小学生4年生以上を対象とした「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施しました。（7月19日～8月31日）

平成26年度 小・中学生関シティバスの乗車体験利用実績

2,073人（前年比+205人） 小学生1,353人 中学生720人

- 2 関市では、平成21年3月に策定した「地域公共交通総合連携計画（関市公共交通総合計画）」の事後評価や上位計画を踏まえて、交通施策の目標を定め、実現するための階層別ネットワークと事業プログラムを再構築し、地域公共交通網形成計画の策定資料とすることを目的として、「関市総合交通計画（更新）」の策定を行いました。

（1）契約の内容

- ・契約の相手方 (株)創建 岐阜支店
- ・契約金額 2,700,000円(消費税込)
- ・履行期限 平成26年7月31日～平成27年3月31日

資料1 第2次関市地域公共交通総合連携計画パンフレット（概要版）

議案第3号

平成26年度関市公共交通活性化協議会決算について

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差額	備考
1 補助金	1 補助金	1 補助金	6,335,000	3,154,441	△3,180,559	関市補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	243,435	243,435	0	前年度繰越金
3 諸収入			565	737	172	
	1 預金利子	1 預金利子	565	737	172	預金利子
歳 入 合 計			6,579,000	3,398,613	△3,180,387	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差額	備考
1 運営費			313,000	268,500	△44,500	
	1 会議費	1 会議費	273,000	227,500	△45,500	費用弁償
	2 事務費	2 事務費	40,000	41,000	1,000	資料印刷等
2 事業費			6,021,000	2,885,941	△3,135,059	
	1 事業費	1 事業費	280,000	185,941	△95,059	小中学生夏休み 乗車体験（乗車 券、料金）
		2 委託費	5,741,000	2,700,000	△3,040,000	関市総合交通計 画（更新）策定 業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	245,000	0	△245,000	
歳 出 合 計			6,579,000	3,154,441	△3,424,559	

歳入 3,398,613 円 - 歳出 3,154,441 円 = 差額 244,172 円

※差額 244,172 円は、平成27年度へ繰越します。

会 計 監 査 報 告

平成27年6月28日に、関市公共交通活性化協議会の平成26年度歳入歳出決算について、預金通帳、証拠書類及び諸帳簿により監査したところ、適正かつ正確に執行されていることを認めましたので、関市公共交通活性化協議会規約第13条第3項の規定により報告します。

平成27年 7月10日

監 事 関市老人クラブ連合会

石 井 和 典

監 事 関市女性連絡協議会

金 城 淑 子

議案第4号

平成27年度事業計画（案）

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通ネットワーク計画の策定に関する協議を行います。

- 1 公共交通の利用者離れは交通渋滞、環境問題、中心市街地の活力低下などの社会問題を招いています。こうした状況は、一人ひとりの行動が「過度に自動車に頼る暮らし」から「適度に多様な交通手段を利用する暮らし」へと転換することで解消ができるといわれています。そこで、バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に夏休みに「小・中学生関シティバスの乗車体験事業」を実施します。（7月18日～8月31日）
- 2 関市デマンド乗合タクシー（試行運行）の利用者アンケート、意見交換会を実施し、本格運行に向けたデータ収集、資料作成を行います。
- 3 公共交通網形成計画の策定に向けて基礎資料の作成や分析を行います。

資料2 地域公共交通網形成計画概要

議案第5号

平成27年度関市公共交通活性化協議会予算（案）について

【歳入の部】

(単位：円)

	H27予算額	H26予算額	増減額	備考
1 補助金	654,000	6,335,000	△5,681,000	
2 繰越金	244,172	243,435	737	前年度繰越金
3 預金利子	828	565	263	預金利子等
歳入合計	899,000	6,579,000	△5,680,000	

【歳出の部】

(単位：円)

	H27予算額	H26予算額	増減額	備考
1 会議費	364,000	273,000	91,000	費用弁償
2 事務費	40,000	40,000	0	振込手数料等
3 事業費	250,000	6,021,000	△5,771,000	小中学生夏休み乗車体験 (乗車券印刷、料金)
4 予備費	245,000	245,000	0	
歳出合計	899,000	6,579,000	△5,680,000	

議案第6号

バス停留所の新設・廃止について

1 バス停留所の新設・廃止

(1) 新設

- ① スーパーセンターオークワ関店停留所
- ② 川村医院バス停留所

(2) 廃止

- ① 今谷バス停留所
- ② 向陽台団地内バス停留所

2 該当路線

(1) 新設

- ① スーパーセンターオークワ関店停留所
 - ア 市街地病院循環線（東回り）
 - イ 市街地病院循環線（西回り）
 - ウ わかくさ・田原線
 - エ わかくさ・迫間線
- ② 川村医院バス停留所
 - わかくさ・田原線

(2) 廃止

- ① 今谷バス停留所
 - わかくさ・富野線
- ② 向陽台団地内バス停留所
 - わかくさ・田原線

3 実施日

平成27年10月1日

【要旨】

笠屋地区内に、「市街地病院循環線（東回り）」、「市街地病院循環線（西回り）」、「わかくさ・田原線」、「わかくさ・迫間線」の停留所「スーパーセンターオークワ関店」、田原地内に「わかくさ・田原線」の停留所「川村医院」を新設するものです。新設に伴い「市街地病院循環線（東回り）」の基本経路は、14.5km（改正前比0.6km増）、基本時刻は51分（改正前比4分増）、「市街地病院循環線（西回り）」の基本経路は、14.6km（改正前比0.6km増）、基本時刻は49分（改正前比4分増）、「わかくさ・田原線」の基本経路は、25.0km（改正前比3.8km増）、基本時刻は85分（改正前比6分増）、「わかくさ・迫間線」の基本経路は、19.4km（改正前比0.9km増）、基本時刻は48分（改正前比3分増）となります。停留所新設による運行区域の変更はありません。

また、「わかくさ・富野線」今谷バス停留所、「わかくさ・田原線」向陽台団地内バス停留所を廃止します。停留所廃止による「わかくさ・富野線」の基本経路、基本時刻の変更はありません。

資料3 バス停留所位置図

資料4 市街地病院循環線、わかくさ・田原線、わかくさ・迫間線及びわかくさ・富野線系統図

資料5 市街地病院循環線、わかくさ・田原線、わかくさ・迫間線及びわかくさ・富野線時刻表

(1) 市街地病院循環線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車（株）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	(東回り) 関市役所～せき東山～ <u>肥田瀬島</u> ～ <u>鋳物師屋4</u> ～関シティターミナル～中濃厚生病院 (西回り) 中濃厚生病院～関シティターミナル～ <u>鋳物師屋4</u> ～ <u>肥田瀬島</u> ～せき東山～わかくさ・プラザ	(東回り) 関市役所～せき東山～ <u>肥田瀬島</u> ～ <u>スーパーセンターオークワ関店</u> ～ <u>鋳物師屋4</u> ～関シティターミナル～中濃厚生病院 (西回り) 中濃厚生病院～関シティターミナル～ <u>鋳物師屋4</u> ～ <u>スーパーセンターオークワ関店</u> ～ <u>肥田瀬島</u> ～せき東山～わかくさ・プラザ
運行距離	東回り 13.9km 西回り 14.0km	東回り 14.5km 西回り 14.6km
運行本数	4便/日 (片循環)	
運行日	毎日運転 (12月30日～1月3日運休)	
所要時間	東回り 47分 西回り 45分	東回り 51分 西回り 49分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円 (障がい者・小人は半額) ・回数券 (11枚綴り1,000円) を導入 ・ICカード (アユカ) 利用可能 	
補助形態	欠損補助	

(2) わかくさ・田原線

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シテイターミナル～わかくさ・プラザ～ <u>島集会所</u> ～ <u>関中央病院</u> ～ <u>西田原農協前</u> ～ <u>田原ふれあいセンター</u> ～ <u>野田</u> ～ <u>東田原</u> ～ <u>西田原東</u> ～ <u>関中央病院前</u> ～ <u>島集会所</u> ～わかくさ・プラザ～関シテイターミナル	関シテイターミナル～わかくさ・プラザ～ <u>島集会所</u> ～ <u>スーパーセンターオークワ関店</u> ～ <u>関中央病院</u> ～ <u>西田原農協前</u> ～ <u>川村医院</u> ～ <u>田原ふれあいセンター</u> ～ <u>野田</u> ～ <u>東田原</u> ～ <u>川村医院</u> ～ <u>西田原東</u> ～ <u>関中央病院前</u> ～ <u>スーパーセンターオークワ関店</u> ～ <u>島集会所</u> ～わかくさ・プラザ～関シテイターミナル
運行距離	21.2km	25.0 km
運行本数	4便/日（片循環）	
運行日	毎日運転 （12月30日～1月3日運休）	
所要時間	79分	85 分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円（障がい者・小人は半額） ・回数券（11枚綴り1,000円）を導入 	
補助形態	運行委託	

(3) わかくさ・迫間線

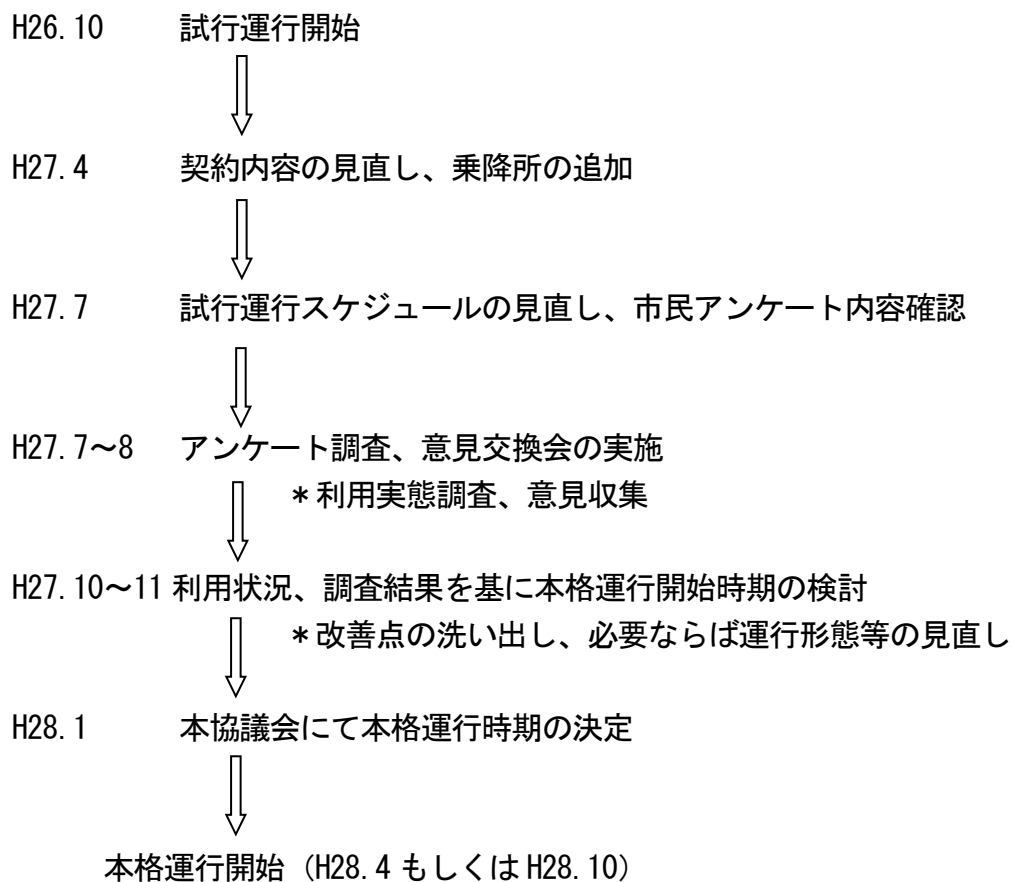
	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（7月に入札予定）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シテイターミナル～わかくさ・プラザ～ <u>関口駅前</u> ～ <u>島集会所</u> ～ <u>下迫間公民館</u>	関シテイターミナル～わかくさ・プラザ～ <u>関口駅前</u> ～ <u>スーパーセンターオークワ関店</u> ～ <u>島集会所</u> ～ <u>下迫間公民館</u>
運行距離	18.5km	19.4 km
運行本数	4往復/日	
運行日	毎日運転 （12月30日～1月3日運休）	
所要時間	45分	48 分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円（障がい者・小人は半額） ・回数券（11枚綴り1,000円）を導入 	
補助形態	運行委託	

議案第7号

関市デマンド乗合タクシーの試行運行について

平成26年10月に運行開始した、関市デマンド乗合タクシーについて試行運行期間を延長し、本格運行に向けたアンケートや地元説明会、利用状況のデータ分析を行う。

1 スケジュール案



資料6 関市デマンド乗合タクシー利用状況集計 (H26.10~H27.5)

資料7 利用者アンケート (案)

議案第 8 号

岐阜板取線の運賃について

岐阜乗合自動車株式会社が長良川おんぱく 2015 開催期間（平成 27 年 9 月 19 日（土）～11 月 29 日（日））において発売した土日祝日にご利用可能な 1 日乗車券を、自主運行バス（岐阜板取線）に採用し、利用促進を図るものです。

土日祝日限定ワンデーフリー乗車券の設定について（案）

平成 27 年 7 月 10 日
岐阜乗合自動車(株)

○趣旨

利用促進策として、土日祝日限定ワンデーフリー乗車券を設定し、利用者増を図る。

○適用方法

有効日 1 日、1 名に限り、何回でも乗車可能とする。

○対象路線

岐阜バス全路線・山県市ハーバス・岐北線・岐阜板取線

※ただし、高速乗合バス（新宿線、岐阜高山線、名古屋白川郷線、関・長島線、高速八幡線、高速名古屋線、高速美濃名古屋線）市町村自主運行バス（岐阜市コミュニティバス、みずほバス、関シティバス、関上之保線、関板取線、牧谷線、各務原ふれあいバス、美濃加茂あいあいバス）岐阜バスコミュニティの明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線は不可

○通用期間

平成 27 年 9 月 19 日（土）～平成 27 年 11 月 29 日（日）の土日祝日

○発売額

500 円（小児、障がい者運賃設定しない）

○発売箇所

岐阜バスターミナル、JR 岐阜駅案内所、各営業所、各旅行センター、岐阜大学生協

○目標

20,000 枚